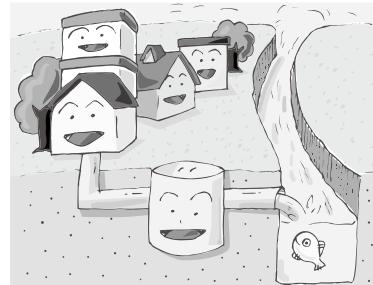


下水道が使用できるようになった区域の皆さん

受益者負担金の納付をお願いします



下水道は、道路・公園などの公共施設のように誰でも利用できる施設ではなく、整備された区域の人だけが利用できる施設です。

また、下水道の整備には長い年月と多額の建設費用が必要になります。

ご理解のほどよろしくお願いします。

受益者負担金制度とは？

下水道を利用できる区域の皆さんに、土地の面積に応じて建設費用の一部を、1度のみ負担していただくものです。

今年度、新たに負担金を納めていただく区域は、中須町の一部、高木町の一部になります。

受益者の皆さんは申告が必要です！

受益者を確定するため、負担金を納める区域内の土地の所有者には、6月中旬に申告書を郵送します。

説明会の開催

7月上旬に受益者負担金制度の説明会を開催します。

申告期限

7月12日(金)

賃貸借権・地

上権などの権利がある場合は、土地所有者と権利者で協議の上、申告してください。

※申告書の提出がされない場合には、土地所有者が受益者となります。また、賃貸住宅などを借りている人は、受益者にはなりません。

納付月

▷第1期…9月 ▷第2期…12月

▷第3期…2月

※3年分またはその年度分をまとめて第1期の納期内に納めると、報奨金が付きます。

府中排水区の負担金額

1平方メートル当たり560円

×所有面積（公募面積）

下水道課からお願い

下水道に接続したら正しく使いましょう！

最近、異物の流入が原因となる下水道施設の故障が増えています。

トイレで流せるのはトイレットペーパーだけです。

ティッシュペーパーやウェットティッシュ、紙おむつ、タオルなどは絶対流さないでください。
なお、「トイレに流せる」と表示されたものも、下水管が詰まる原因となりますので、流さないでください。

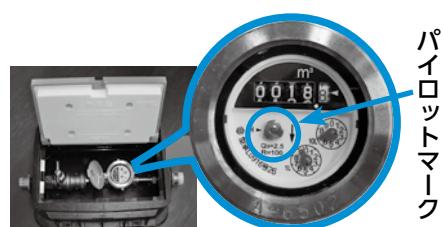
問い合わせ先 下水道課 (☎ 43-7162)

6月1日～7日は水道週間です

水道メーターの検針などにご協力下さい

第66回「水道週間」スローガン

「たいせつに みずはみんなの たからもの」



水道メーターの検針

2か月に1回偶数月に、水道メーターの検針を行っています。次のことにご協力をお願いします。

▷メーターの上に物を置かないでください。

▷飼い犬はメーターから離してつないでください。

ビル・マンションなどの貯水槽は清潔に

貯水槽の設置者は、次のことを行ってください。

▷年1回以上、定期的に貯水槽の掃除をしてください。

▷水の色、濁り、臭い、味、残留塩素などの水質検査を年1回実施してください。

漏水かな？と思ったら

水道メーター検針の際、漏水の疑いがある場合にはお知らせしていますが、漏水はいつ起こるか分かりません。日頃からの確認をお願いします。

◎簡単にできる漏水確認

①家の蛇口を全て閉めてください。

②水道メーターの銀色のパイロットが回転しているたら、漏水の可能性があります。指定給水装置工事業者へ連絡してください。

問い合わせ先 広島県水道広域連合企業団府中事務所 (☎ 050-3785-3260)